

## 吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

株式会社関通

株式会社関通分割準備会社  
株式会社関通物流分割準備会社  
株式会社関通 IT 分割準備会社

2025 年 12 月 4 日

2025年12月4日

吸収分割に係る事前開示書面

兵庫県尼崎市西向島町 111-4  
株式会社関通  
代表取締役 達城 久裕

兵庫県尼崎市西向島町 111-4  
株式会社関通分割準備会社  
代表取締役 朝倉 寛士

兵庫県尼崎市西向島町 111-4  
株式会社関通物流分割準備会社  
代表取締役 河井 章宏

兵庫県尼崎市西向島町 111-4  
株式会社関通 IT 分割準備会社  
代表取締役 古川 雄貴

株式会社関通（以下「分割会社」といいます。）は、分割会社の 100%出資の分割準備会社である株式会社関通分割準備会社（以下「承継会社 1」といいます。）との間で、2026年3月1日を効力発生日として、分割会社の関西地区の物流事業に関して有する権利義務を承継会社 1 に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割 1」といいます。）を行うこととし、本吸収分割 1 に関する吸収分割契約を 2025年11月14日付で締結いたしました。

同じく、分割会社は、分割会社の 100%出資の分割準備会社である株式会社関通物流分割準備会社（以下「承継会社 2」といいます。）との間で、2026年3月1日を効力発生日として、分割会社の関東地区の物流事業に関して有する権利義務を承継会社 2 に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割 2」といいます。）を行うこととし、本吸収分割 2 に関する吸収分割契約を 2025年11月14日付で締結いたしました。

また、分割会社は、分割会社の 100%出資の分割準備会社である株式会社関通 IT 分割準備会社（以下「承継会社 4」といいます。）との間で、2026年3月1日を効力発生日として、分割会社の IT 事業に関して有する権利義務を承継会社 4 に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割 4」といいます。）を行うこととし、本吸収分割 4 に関する吸収分割契約を 2025年11月14日付で締結いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。なお、承継会社 1、承継会社 2 及び承継会社 4 を以下、併せて「各承継会社」といい、本吸収分割 1、本吸収分割 2 及び本吸収分割 4 を以下、併せて「本吸収分割」といいます。

1.吸収分割の内容に関して

本吸収分割契約の内容は、別紙 1・2・4 のとおりです。

2.分割対価の定めがないことの相当性等に関する事項

各承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、本吸収分割に際して、各承継会社から分割会社に対する株式その他の対価の交付を行わないこととしたものであり、

相当であると判断しております。

### 3.分割会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記 Web サイトをご覧ください。  
[https://ssl4.eir-parts.net/doc/9326/youho\\_pdf/S100VUPG/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/9326/youho_pdf/S100VUPG/00.pdf)
- (2) 臨時計算書類等があるときは臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

### 4.各承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度または成立の日における貸借対照表の内容  
承継会社 1 の最終事業年度の末日（2025 年 2 月 28 日）における計算書類等は別紙 1 のとおりです。設立後、実質的な事業活動を行っていないため、貸借対照表以外の計算書類および事業報告等の記載を省略しております。  
承継会社 2 は、2025 年 10 月 6 日に設立した会社であり、最終事業年度はありません。成立の日における貸借対照表は別紙 2 のとおりです。  
承継会社 4 は、2025 年 10 月 6 日に設立した会社であり、最終事業年度はありません。成立の日における貸借対照表は別紙 4 のとおりです。
- (2) 最終事業年度または成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度または成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

### 5.本吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社及び各承継会社の債務の履行に関する事項

本吸収分割については、以下の理由により、本吸収分割の効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び各承継会社が負担すべき債務(分割会社が本吸収分割により各承継会社に承継させるものに限ります。)につき履行の見込みがあると判断しております。

#### (1) 分割会社の債務の履行の見込み

分割会社の 2025 年 2 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、また、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の点並びに分割会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における分割会社の債務の履行の見込みがあると判断いたしました。

(2) 各承継会社の債務の履行の見込み

本吸収分割の効力発生日以後における各承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、各承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点並びに各承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における各承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断致しました。

以上

別紙 1 承継会社 1 の吸収分割契約の内容及び最終事業年度における計算書類等の内容

吸収分割契約書

株式会社関通(以下「甲」という)及び株式会社関通分割準備会社(以下「乙」という)は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、吸収分割の方法により、甲の関西地区の物流サービス事業(以下「本件事業」という)に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(商号及び住所)

本吸収分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1)甲

商号:株式会社関通

住所:兵庫県尼崎市西向島町111-4

(2)乙

商号:株式会社関通分割準備会社

住所:兵庫県尼崎市西向島町111-4

第3条(効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条(承継する権利義務等)

- 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という)は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重量的債務引受の方法による。

第5条(吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条(吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条(株主総会の決議)

- 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。

2. 乙は、会社法第796条第1項に基づき、本契約についての会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本1通を、甲が写し1通を保有する。

2025年11月14日

甲：兵庫県尼崎市西向島町111番地-4

乙：兵庫県尼崎市西向島町111番地-4

株式会社関通

株式会社関通分割準備会社

代表取締役 達城 久裕 株式会社関通

代表取締役 朝倉 寛士 株式会社関通  
分割準備会社

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。  
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、  
現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

承継会社 1 の最終事業年度の末日（2025 年 2 月 28 日）における貸借対照表は、以下のとおりです。設立後、実質的な事業活動を行っていないため、貸借対照表以外の計算書類および事業報告等の記載を省略しております。

貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000



別紙 2 承継会社 2 の吸収分割契約の内容及び成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割契約書

株式会社関通(以下「甲」という)及び株式会社関通物流分割準備会社(以下「乙」という)は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、吸収分割の方法により、甲の関東地区の物流サービス事業(以下「本件事業」という)に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(商号及び住所)

本吸収分割にかかる甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1)甲

商号:株式会社関通

住所:兵庫県尼崎市西向島町111-4

(2)乙

商号:株式会社関通物流分割準備会社

住所:兵庫県尼崎市西向島町111-4

第3条(効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は、2026年3月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条(承継する権利義務等)

- 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という)は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第5条(吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条(吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条(株主総会の決議)

- 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項に基づき、本契約についての会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第 7 条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本 1 通を、甲が写し 1 通を保有する。

2025 年 11 月 14 日

甲： 兵庫県尼崎市西向島町 111 番地-4

乙： 兵庫県尼崎市西向島町 111 番地-4

株式会社関通

株式会社関通物流分割準備会社

代表取締役 達城 久裕 株式会社関通

代表取締役 河井 章宏 株式会社関通  
物流分割  
準備会社

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。  
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、  
現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

承継会社 2 は、2025 年 10 月 6 日に設立した会社であるため、最終事業年度はございません。承継会社 2 の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000

別紙 4 承継会社 4 の吸収分割契約の内容及び成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割契約書

株式会社関通(以下「甲」という)及び株式会社関通 IT 分割準備会社(以下「乙」という)は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、吸収分割の方法により、甲の IT サービス事業(以下「本件事業」という)に関して甲が有する第 4 条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (商号及び住所)

本吸収分割にかかると甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1)甲

商号:株式会社関通

住所:兵庫県尼崎市西向島町 111-4

(2)乙

商号:株式会社関通 IT 分割準備会社

住所:兵庫県尼崎市西向島町 111-4

第3条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は、2026 年 3 月 1 日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条 (承継する権利義務等)

- 乙は、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という)は、別紙「承継権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、甲が乙の発行済み株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第6条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条 (株主総会の決議)

- 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。

2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項に基づき、本契約についての会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第 7 条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、乙が原本 1 通を、甲が写し 1 通を保有する。

2025年11月14日

甲：兵庫県尼崎市西向島町 111 番地-4

乙：兵庫県尼崎市西向島町 111 番地-4

株式会社関通

株式会社関通 IT 分割準備会社

代表取締役 達城 久裕 株式会社関通

代表取締役 古川 雄貴 株式会社関通  
IT分割  
準備会社

承継権利義務明細

本吸収分割により、乙が甲から承継する本承継対象権利義務は、次のとおりとする。  
なお、資産及び債務の評価は、2025年2月28日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1、本件事業に属する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、  
現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

(3) 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2、本件事業に属する債務

本件事業に属する債務。ただし、短期借入金及び長期借入金その他負債のうち、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3、本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

4、本件事業に属する雇用契約

本吸収分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5、本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

承継会社 4 は、2025 年 10 月 6 日に設立した会社であるため、最終事業年度はございません。承継会社 4 の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,000,000	流動負債	0
現預金	20,000,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債及び純資産合計	20,000,000